

手足口病の警報解除について

令和4年第41週(10月10日から16日まで)における1医療機関当たりの手足口病の患者報告数(※)が県全体で1.63人となり、国の定める警報終息基準値2.00人を下回ったことから、令和4年8月2日付で発令した「手足口病の警報」を、本日付けで解除します。

なお、一部の地域においては、依然として多くの患者数が報告されていることから、県民の皆様には、引き続き、手洗いを始めとした「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の取り組みの徹底をお願いいたします。

1 患者発生状況

管轄 保健所名	1医療機関当たりの患者報告数		管轄 保健所名	1医療機関当たりの患者報告数	
	直近(41週) (10/10~16)	前週(40週) (10/3~9)		直近(41週) (10/10~16)	前週(40週) (10/3~9)
前橋市	0.75	0.63	吾妻	0.00	0.00
高崎市	1.11	1.56	利根沼田	0.33	1.33
伊勢崎	1.00	2.17	館林	2.40	4.00
渋川	1.25	1.50	桐生	3.60	4.80
藤岡	1.00	1.00	太田	2.00	1.83
富岡	2.00	5.00	安中	6.00	1.00
県全体	1.63	2.06			

2 手足口病とは

○どんな病気？

口の中・手のひら・足底・足背などに数mmの小水疱性の発しんが出ます。

○感染経路は？

飛沫・接触及び便を介した感染が考えられます。特に保育園や幼稚園での集団感染に注意が必要です。

○症状があるときには？

- ・ 医療機関を受診し医師の指示に従ってください。
- ・ 水分と十分な休養を取りましょう。

○予防するには？

- ・ トイレやおむつ交換の後には、手洗いをしましょう。
- ・ 手洗いは、石けんと流水でしっかり行いましょう。
- ・ タオルなどを共用しないようにしましょう。

3 過去の警報発令状況

令和3年度	発令なし		
令和2年度	発令なし		
令和元年度	発令7月17日	解除10月8日	
平成30年度	発令7月24日	解除8月28日	
平成29年度	発令8月1日	解除10月3日	

※発生動向を把握するため、県内54医療機関(定点医療機関)から1週間分の患者数の報告を受け、1医療機関当たりの患者報告数をもって流行状況を把握する目安としている。
警報発令・解除の判断は、県全体の数値を以て行うこととしている。
【警報レベル基準値】 発令5.00人以上/解除2.00人未満